

いたばしボランティア基金の活用による
ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付要綱

(平成14年4月18日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区内で活動するボランティアやNPOが区内又は区民を対象に実施する事業等に対し、いたばしボランティア基金条例（平成12年板橋区条例第11号）に基づく「いたばしボランティア基金」を活用し、必要な経費の一部を補助することについて必要な事項を定め、もって区内のボランティア・NPO活動の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ボランティア・NPO活動 社会や地域の課題解決のために、個人又は団体が自主的かつ自発的に取り組む活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの
- (2) ボランティア ボランティア・NPO活動を行うことを目的とする個人
- (3) NPO ボランティア・NPO活動を行うことを目的とする任意団体又は特定非営利活動法人

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、主に区内で活動し、将来的な自立に向けて継続的に活動する意欲があるボランティア及びNPOとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年板橋区条例第28号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）の統制下にある場合
- (2) ボランティア又はNPOの代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団員等に該当する場合

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、前条に規定する交付対象者が実施するボランティア・NPO活動に係る事業のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 板橋区民のボランティア・NPO活動への理解及び参加意識を高め、かつボランティア及びNPOの自立及び発展を促進させることにより、区内のボランティア・NPO活動の広がり zu 資する事業であること。

(2) 募集を行う年度の年度内に開始し、年度内に完了する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業（当該事業が全体の一部である場合を含む。）は交付対象としない。

(1) 営利を目的とする事業

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする事業

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業

(4) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(5) 懇親や娯楽のみを目的とする事業

(6) 既に、国、他の地方公共団体、法人等から助成を受けている事業

(7) 第 5 条第 1 項各号に掲げる経費の支出のみを目的とする事業

(8) 参加の機会が特定の住民に限られる事業

(9) 第 10 条に規定する補助金の交付決定より前に開始している事業

(10) その他事業の補助金の目的から見て、交付対象として適さないと区長が判断する事業（補助金の交付対象経費）

第 5 条 補助金の交付対象経費は、前条の事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 謝礼金

(2) 交通費

(3) 物品購入費

(4) 印刷経費

(5) 役務費

(6) 委託費

(7) リース費

(8) 備品購入費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は交付対象としない。

(1) ボランティア及び N P O の構成員に対して支払われる人件費、謝礼金等（交通費を除く）

(2) ボランティア及び N P O の日常的活動に係る経費

(3) 不動産の取得又はボランティア及び N P O の事務所等維持に係る経費

(4) 物品購入費及び備品購入費のうち、汎用性が高く、他の事業や団体の日常的活動での使用が容易なものの購入経費（消耗品を除く）

(5) その他事業の実施内容や補助金の目的から見て、交付対象として適さないと区長が判断する経費

（補助金の部門等）

第6条 補助金の部門、内容、対象者、補助率、上限額及び交付回数の制限は、別表のとおりとし、補助金交付額の総額は毎年度予算額の範囲内とする。

2 募集を行う年度における補助金の交付は1交付対象者につき1事業までとし、同一事業に係る交付については募集を行う年度につき1交付対象者までとする。

3 年度における補助金交付団体数の上限については別に定める。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするボランティア及びNPO（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内に「ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付申請書」（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1) 申請者の概要や活動内容、事業実績等を記載した書類

(2) 申請事業の実施計画を記載した書類

(3) 申請事業の収支予算を記載した書類

(4) 会則又は定款（ある場合のみ。）

(5) 構成員名簿（個人による申請は除く）

(6) 過去に本要綱に基づき補助金の交付を受けた事業の実績等を記載した書類（ある場合のみ。）

(7) 過去に受けた、又は定期的に受けている助成金の内容を記載した書類（ある場合のみ。）

(8) その他申請者及び申請事業の内容を補足する書類

第8条 削除

(選考及び審査)

第9条 区長は、補助金交付対象事業の選考及び審査にあたり「ボランティア・NPO活動公募事業審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、その意見を聞かなければならない。

2 区長は、次に掲げる者から審査会の委員（以下「審査員」という。）を選任することができる。ただし、区職員については必ず1名以上選任しなければならない。

(1) いたばし総合ボランティアセンター役員及び運営委員会委員

(2) 学識経験者

(3) 区職員

(4) その他ボランティア・NPO活動に識見のある者

3 区長は、審査員（区職員及び報酬の受け取りを辞退した審査員を除く。）に報酬を支払うことができる。

4 区長は、審査会が審査するに当たり、申請者、申請事業、事業経費に係る事項について申請者に照会し、期日を設けて回答を求めることができる。

5 選考及び審査の詳細は別に定める。

(補助金交付決定等)

第10条 区長は、補助金を交付することが適当と認めた場合は「ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知」という。）」（別記第2号様式）により、補助金を交付することが適当でないと認めた場合は「ボランティア・NPO活動公募事

業補助金不交付決定通知書」(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、補助金交付の可否及び補助金の交付額を、審査会の意見を聞いて決定するものとする。補助金の交付額は、前項の交付決定通知の額を限度とし、第13条第2項による事業の内容変更に伴い事業経費の増額を認めた場合においても、交付金の増額は認めない。
- 3 区長は、補助金の申請額から減額して交付額の決定をすることができる。その場合、申請者に減額理由を明示するものとする。
- 4 前条による審査の結果、補助対象として適当と認められた申請者数が募集を行う年度の補助金交付対象者数上限を超過した場合及び補助対象として適当と認められた申請者の補助金申請額の総額が補助金予算額を超過した場合は、審査における各審査員の採点による平均点が高い申請者を優先して補助金の交付を決定する。
- 5 区長は、前項の規定による場合のほか、次の場合に該当するときは、不交付決定とすることができる。
 - (1) 第7条の規定による申請において、申請書類に不備があり、別途指定する期日までに不備が解決しなかった場合
 - (2) 前条第4項の規定による照会に対する回答が期日までになかった場合
- 6 区長は、補助金の交付を決定した事業について、事業者名、事業内容、補助金の額等について、広く区民に周知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 前条の規定による交付決定通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知を受け取った日から15日以内に、「ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付申請取下書」(別記第4号様式)により、区長宛てに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 補助事業者は、交付決定通知を受け取った日から30日以内に「ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付請求書」(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(事業の変更)

第13条 補助事業者は、事業に要する経費の配分又は事業内容を変更しようとするときは、事業の開始30日前までに「ボランティア・NPO活動公募事業補助金に係る事業内容変更申請書」(別記第6号様式)を区長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 区長は、前項の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は「ボランティア・NPO活動公募事業補助金に係る事業内容変更承認通知書」(別記第7号様式)により、不適当と認めた場合は「ボランティア・NPO活動公募事業補助金に係る事業内容変更不承認通知書」(別記第8号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する軽微な変更については、次に掲げる場合とする。

- (1) 補助目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の創意工夫による計画変更を認めることが、より効果的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (3) 補助目的及び事業の効果に関係ない事業計画の細部の変更である場合
(事故報告等)

第 14 条 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、「ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付申請事業中止（廃止）報告書」（別記第 9 号様式）により、区長に報告しなければならない。

- 2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに補助事業者によるその処理について適切な指示をしなければならない。
(状況報告及び遂行命令)

第 15 条 区長は、事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者による事業の遂行の状況に関し報告を求めるものとする。

- 2 区長は、事業が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件若しくはその他法令の定めに従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命じなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により事業の遂行を命ずる場合においては、補助事業者が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件及びその他法令に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第 19 条第 1 項第 4 号の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、事業終了後 30 日以内に、「ボランティア・NPO活動公募事業実績報告書」（別記第 10 号様式）に次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。ただし、事業終了が 3 月になる場合は、別途区が指定する日までに、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施内容を記載した書類
- (2) 事業の収支決算を記載した書類
- (3) その他事業の実施内容を補足する書類

(補助金の額の確定)

第 17 条 区長は、前条の規定に基づく実績報告を受けたとき又は第 14 条第 1 項に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「ボランティア・NPO活動公募事業補助金確定通知書」（別記第 11 号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の清算)

第 18 条 補助事業者は、前条の規定による補助金確定通知を受領したときは、「ボランティア・NPO活動公募事業補助金清算書」（別記第 12 号様式）を区長宛てに提出し、速やかに補助金を清算しなければならない。この場合において、補助事業者は、前条の規定によ

り確定した補助金の額が、既に交付を受けた額を下回るときは、その差額を、速やかに区に返還しなければならない。

(交付決定の取消)

第 19 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 第 13 条第 2 項の変更承認を受けずに交付対象の内容を変更し、又は実施しないとき
- (4) 第 15 条第 3 項の規定による事業の遂行を命じた場合において、指定する期日までに補助事業者が措置をとらなかったとき

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を「ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付決定取消通知書」(別記第 13 号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

3 前 2 項の規定は、第 17 条における補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還命令)

第 20 条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、「ボランティア・NPO活動公募事業補助金返還命令書」(別記第 14 号様式)により、期日を定めて、補助事業者へ補助金の返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 21 条 補助事業者は、前条の規定に基づき補助金の返還を命じられたときは、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を区に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定に基づき補助金の返還を命じられた場合において、期日までに納付しなかったときは、期日の翌日から起算し納付日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を区に納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

4 第 2 項の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

5 区長は、第 1 項又は第 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

(書類保存期間)

第 22 条 補助事業者は、本補助金の交付申請に係る書類及び実績報告に係る書類を、事業完

了後5年間保存しなければならない。

(照会事項)

第23条 区長は、過去に補助金の交付を受けた者に対し、団体の現況及び既に実施が完了した事業の現況について、期日を設けて照会することができる。

(雑則)

第24条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めるところによるほか、補助金の交付に関して必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月18日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成16年4月16日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成17年5月13日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成28年2月10日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成30年2月2日から施行し、この要綱改正施行前に交付決定をした補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和5年1月17日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。(令和6年3月29日区長決定)

別表

部門	内容	対象者	補助率及び 上限額※ 1	交付回数 制限
スタート 部門	規模が小さい団体 や、区の補助金の交 付実績のない団体 が、ボランティア・N PO活動を行いなが ら、事業の基盤をつ くり、活動の輪を広 げていくための部門	個人又は構成員 2 名 の団体	補助対象経費の 3 分の 2 (上限 2 万円)	1 回まで
		団体の構成員が 3 名 以上で、初めて本要綱 に基づく補助金の交 付を受けて事業を実 施する団体	補助対象経費の 3 分の 2 (上限 7 万円)	
チャレンジ 部門	区の補助金の交付実 績のある団体が、活 動の輪をさらに広げ ていくとともに、団 体の自立に向けたス テップを踏んでいく ための部門	団体の構成員が 3 名以 上で、過去に本要綱に 基づく補助金の交付 を受けて事業を実施 したことがある団体	補助対象経費の 3 分の 2 (上限 15 万円)	3 回まで ※ 2

※ 1 1,000 円未満の端数は切り捨てとする。

※ 2 平成 28 年度以降に交付を受けたものを対象とする。ただし、団体の日常的活動や備品購入に対して交付を受けたもの及び補助金額の上限を 5 万円として補助金の交付を申請し、交付を受けたものは回数に含めない。

年 月 日

ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付申請書

（宛 先）

板 橋 区 長

所在地

申請者名

氏名又は代表者氏名

ボランティア・NPO活動公募事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請部門

2 申請金額 金 _____ 円

3 添付書類

ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付決定通知書

所在地

申請者名

氏名又は代表者氏名

様

板橋区長

年 月 日付で申請のあったボランティア・NPO活動公募事業補助金
交付申請について、下記のとおり交付決定したので、通知します。

記

1 事業名

2 申請金額

金 _____ 円

3 交付決定金額

金 _____ 円

（減額するとき、その理由）

4 交付条件

- (1) 交付申請書記載の事業及び目的以外に使用しないこと。
- (2) 事業の内容及び収支計画に変更がある場合は、速やかに変更の申請を行うこと。
- (3) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件及びその他法令に従うこと。

5 注意事項

- (1) この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、「ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付申請取下書（別記第4号様式）」により、この通知書を受け取った日から15日以内に申請の取下げをすることができる。
- (2) 次の事項に該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消す場合がある。その場合、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずる。
 - ① 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - ② 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ③ 事業の変更承認を受けずに、交付対象の内容を変更し、又は実施しないとき。
 - ④ 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件、及びその他法令に従って事業を遂行せず、期日までに改善の措置を取らなかった場合
- (3) この通知を受け取った日から30日以内に、「ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付請求書（別記第5号様式）」を区長宛てに提出すること。

板 第 号
年 月 日

ボランティア・NPO活動公募事業補助金不交付決定通知書

所在地

申請者名

氏名又は代表者氏名 様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあったボランティア・NPO活動公募事業補助金交付申請については、下記のとおり不交付と決定したので、通知します。

記

1 事業名 _____

2 申請金額 金 _____ 円

3 不交付の理由

年 月 日

ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付申請取下書

（宛 先）

板 橋 区 長

所在地

申請者名

氏名又は代表者氏名

年 月 日付け 板 第 号 により交付決定されたボランティア・NPO活動公募事業の補助金について、下記理由により申請を取り下げます。

記

1 事 業 名

2 取り下げ理由

年 月 日

(宛 先)
板 橋 区 長

ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付請求書

所在地

申請者名

氏名又は代表者氏名

年 月 日付け 板 第 号 により交付決定されたボランティア・NPO活動公募事業補助金として、下記のとおり請求します。

記

1 事 業 名 _____

2 請 求 金 額 金 _____ 円

年 月 日

ボランティア・NPO活動公募事業補助金に係る事業内容変更申請書

(宛 先)

板 橋 区 長

所在地

申請者名

氏名又は代表者氏名

年 月 日付け 板 第 号 により交付決定されたボランティア・NPO活動公募事業補助金に係る事業内容等下記のとおり変更したいので、承認の申請をします。

記

事 業 名	
変更内容	
変更理由	

ボランティア・NPO活動公募事業補助金に係る事業内容変更承認通知書

所在地

申請者名

氏名又は代表者氏名 様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあったボランティア・NPO活動公募事業補助金に係る事業内容等の変更について、下記のとおり承認したので、通知します。

記

1 事業名 _____

2 承認内容

【承認後】
【変更前】

板 第 号
年 月 日

ボランティア・NPO活動公募事業補助金に係る事業内容変更不承認通知書

所在地

申請者名

氏名又は代表者氏名 様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあったボランティア・NPO活動公募事業補助金に係る事業内容等の変更については、下記理由により承認しないこととしたので、通知します。

記

1 事業名 _____

2 不承認の理由

※不承認の決定に基づき事業を中止又は廃止する場合は、ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付申請事業中止（廃止）報告書（第9号様式）により、区に報告してください。

年 月 日

ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付申請事業中止（廃止）報告書

（宛 先）

板 橋 区 長

所在地

申請者名

氏名又は代表者氏名

年 月 日付け 板 第 号 により交付決定されたボランティア・NPO活動公募事業補助金に係る事業を下記のとおり中止（廃止）します。

記

1 事 業 名

2 中止（廃止）の理由

※本様式により事業の中止（廃止）をする場合、事業の実績を「ボランティア・NPO活動公募事業実績報告書」（第10号様式）により、区に報告してください。

年 月 日

ボランティア・NPO活動公募事業実績報告書

（宛 先）

板 橋 区 長

所在地

申請者名

氏名又は代表者氏名

年 月 日付け 板 第 号 により交付決定されたボランティア・NPO活動公募事業の補助金交付対象事業が終了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 受領額（交付決定額） 金 _____ 円

2 実 績 額 金 _____ 円

3 添 付 書 類

ボランティア・NPO活動公募事業補助金確定通知書

所在地

申請者名

氏名又は代表者氏名 様

板橋区長

年 月 日付けでボランティア・NPO活動公募事業実績報告のあった
年度の補助金は、下記のとおり確定します。

なお、返還がある場合は、いたばしボランティア基金の活用によるボランティア・NPO
活動公募事業補助金交付要綱第18条に基づき、 年 月 日までに下記返還額を返還
するよう命じます。

記

1 事業名 _____

2 交付決定額 金 _____ 円

3 交付確定額 金 _____ 円

4 返還額 金 _____ 円

年 月 日

ボランティア・NPO活動公募事業補助金清算書

（宛 先）

板 橋 区 長

所在地

申請者名

氏名又は代表者氏名

年 月 日付け 板 第 号 で確定されたボランティア・NPO活動公募事業補助金について、下記のとおり清算します。

記

1 受領額（交付決定額） 金 _____ 円

2 執行額（交付確定額） 金 _____ 円

3 清算額（受領額－執行額） 金 _____ 円

板 第 号
年 月 日

ボランティア・NPO活動公募事業補助金交付決定取消通知書

所在地

申請者名

氏名又は代表者氏名 様

板橋区長

年 月 日付け 板 第 号により交付決定したボランティア・NPO活動公募事業補助金について、次の理由により交付決定の取消しをすることとしたので通知します。

記

1 事業名 _____

2 取消額 金 _____ 円

3 取消しの理由 _____

ボランティア・NPO活動公募事業補助金返還命令書

所在地

申請者名

氏名又は代表者氏名 様

板橋区長

年 月 日付け 板 第 号により交付決定の取消しを通知したボランティア・NPO活動公募事業補助金について、同補助金交付要綱第20条に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返 還 額 金 _____ 円

2 返 還 期 日 _____ 年 月 日